

る決議の方法を認める必要があるかという議論もあるので、この点については、更に検討を続けることとしている。

〔資料 V〕

法務省民事局参事官室 御中

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」に対する意見

平成十五年(二〇〇三年)五月一日
廣島修道大学商法研究会

I 総論

今回の中間試案は、「株券不発行制度」の導入及び「電子公告制度」の導入の二つの内容を含んでいる。そのうち、「株券不発行制度」の導入については、現下の厳しい経済情勢および経営環境のもとに、株式発行コストの削減、株式取引決済の迅速化及び株主管理事務の合理化等、主として株式発行会社側の都合・利益(コスト削減ないし手数の省略)が主眼となって発想されているように見える。また、「電子公告制度」の導入についても、インターネット時代に対応した低コストの公告方法としてそれが検討され

ているように見える。無論、そうした視点を否定すべきではないし、社会経済的にもそのことの持つ意味は大きいと考えられるが、他方、直接の利害関係を持つ株主側の不利益にならないかの検討が殊に必要なだろう。

また、本中間試案の内容を検討するに際して、いま一つ重要な視点は、社員(株主)有限責任制の会社形態として、株式会社組織と有限会社組織とを併存させているわが国の現行法体系のもとで、一方で、株式会社組織の実態が、極く少数の、大規模・公開的な会社と、圧倒的多数の、小規模・閉鎖的な会社とが存在している現状と、他方で、小規模・閉鎖的な有限会社が多数存在している現状とをこのままに放置しておくべきではないという点である。従って、その現状を踏まえながらも、一国の会社法体系をより良いものとするための対策を考慮に入れながら、問題点の検討をすべきことになると思われる。

その際、今後の会社法のあり方を検討するに当たって考えられる対応策の一つは、私見によれば、小規模・閉鎖的な株式会社に關する商法の規制と、小規模・閉鎖的な会社形態として構想された筈の有限会社に関する規制とを、内容的に整理・統合し、それを有限会社として、自足的で(すなわち商法規定の準用をやめて)独立的な法典とするとともに、株式会社に關する法規制を大規模・公開的な会社形態として純化し、公開株式会社法として独立的な法典とすることであろう。それぞれの法典は、ともに現代語

化されたものであることは当然のことである。

その際、仮に、株式会社に関する規律を有限会社に関する規律と一体化させた上で、「株式会社」として位置付けようとすることは、現に多く存在している中小株式会社に対する配慮からであるとしても、必ずしも妥当とは言えない。何故なら、その場合、同じく株式会社でありながら、大規模・公開的なものと、小規模・閉鎖的なものが、同一の法典内に混在することになるから、その内容は極めて複雑なものとなり、国民一般にとっては、まことに判りにくいものとなるからである。その複雑さは、現代語化によっても緩和されることはないと思われる。

それ故、同じく有限責任制の会社であるところの株式会社と有限会社とを、法制度として並行して認めるのであれば、それぞれの存在理由を明白にする必要があるように思われる。従って、小規模・閉鎖的な株式会社に関する規律と有限会社に関する規律とをより実態に適合しうるものとするとともに、株式会社に関する規律は大規模・公開的な会社に固有の制度とすべきである。その際、大規模・公開的な会社の要件に合わないところの、小規模・閉鎖的な株式会社は、一定の猶予期間の後法律によって強制的に有限会社に移行させるものとして、両者の棲み分けを明確にし、そのために必要な組織変更のための変更登記の登録免許税を租税特別措置により免除することが妥当であると考える。

以下では、こうした観点からの立法論として、本中間試案にお

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

ける問題点に関する個別の意見を述べることにする。

II 各論

第一編 株券不発行制度

第一 商法の改正関係

一 株券の不発行の定め

(1) 株券等の不発行の定め

中間試案は、現行法が原則要求している株券の発行を各会社の定款規程によって不発行とできることを前提としている。

しかし、法務省民事局参事官室による「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案の補足説明」にもあるように、現実には、株式の移転が殆どない譲渡制限会社の場合には、そもそも株券を発行する必要性が少なく、株券を発行していない会社が非常に多い。また、公開会社にしても、株券の発行には経費等の負担が大きいほか、投資家・株主サイドでも、株券を交付して株式を譲渡することは稀であつて、多くの投資家が証券会社に株券を保護預かりに出しているか、そうでなければ株券等の保管及び振替に関する法律上の株券保管振替制度を利用することによって、現実に手元に株券を保有せず、株券の交付や移転なしに株式の譲渡を行っているのが実情であるという。

そうであるとする、そもそも株式会社制度において、株式を表彰する有価証券としての「株券」の発行がそれ自体として必要なかが問われてよいように思われる。時代は大きく変化しつつあるのであって、環境問題も絡んで、いわゆるペーパーレス社会が望まれている現状にある。それ故、株式会社についても、有限会社におけると同様に、株券を法制度上一律に不要とすることも一法ではないであろうか。中間試案の提案では、甲案にしる、乙案にしる、いずれも、株券を発行すべき会社と発行を不要とする会社とが併存することになるため、制度がそれだけ複雑化してしまふことになる。

ただし、公開会社・非公開会社を問わず、株式譲渡が相対取引を介して行われる場合には、株券が必要となることもあるから、株券不発行を原則としながら、株主の請求ある場合には株券を発行しなければならぬとする制度を採用すべきであるとする意見もあつた。

(2) 株券の回収の要否等

中間試案の提案では、甲案にしる、乙案にしる、いずれも、株券を発行すべき会社と発行を不要とする会社とが併存することになる、制度が複雑化するが、前述の私見の立場に立つて、法律上一律に株券の発行を不要とするならば、現に発行されている株券の回収についても、中間試案にいうⅠ案またはⅡ案の検討も不要となるので、いずれにしても予想される手数・費用をかける

ことが回避できることになる。

ただし、株券を放置することは、無用の混乱を招く原因となるから回収すべきであるとする意見もあつた。

二 株式等の譲渡方法及び名義書換

中間試案は、株券不発行会社の株式譲渡については、株券を交付することを要しないものとするとしている。事柄の性質上当然のことであるが、その場合の株主名簿の書換えを、中間試案は「会社その他の第三者への対抗要件」とするとしている。

前述の私見の立場で考えた場合には、株券がそもそもないことを前提としているから、株式譲渡は、当然、当事者間の意思表示の合致により成立し、当事者間ではそれによって株式譲渡の効力が認められることになるが、会社その他の第三者に対する対抗要件としては株主名簿の名義書換を要求すべきであろうと考える。

なお、中間試案は、株主名簿の名義書換の手續きとして、名義株主と取得者との共同請求(二(3)(ア)参照。)を要求しているけれども、株式取得者からの単独請求で足りると解すべきであろう。その際、名義株主との間の株式譲渡証書の添付を条件にすれば十分であると考えられるからである。しかも、株式の取得者は常に必ず名義書換をするとは限らないから、名義書換請求手續きに名義株主との共同請求を要求する意味は乏しい。

第二 株式の振替制度関係

(前注) 私見は、前述のように、株券不要論を前提とするが、証券市場に上場されている会社について、中間試案の提唱する新「振替制度」を採用することを認めてよいと考える。反対に、非上場会社については、それを認める意味と実益は乏しいと考えられるので、この点でも、大規模・公開的な会社と小規模・閉鎖的な会社とを区分規制することになる。そして、私見を前提に大規模・公開的な会社において新「振替制度」を採用する場合、中間試案の前提とは異なるものの、その会社を「振替制度利用会社」と呼ぶこととする。

一 権利の帰属等

(1) 権利の帰属

中間試案は、『株券不発行会社のうち振替制度を利用する会社(以下、「振替制度利用会社」という。)の株式(以下、「振替株式」という。)の帰属は、振替口座簿の記載により定まるものとする。』としている。

しかし、振替制度利用会社の場合においても、株式の譲渡は、当事者間の意思表示の合致によりその効力を認め、振替口座簿の記載は、会社その他の第三者に対する対抗要件として取り扱うのが妥当と考える。中間試案のように、振替口座簿の記載を株式譲

渡の効力要件として取り扱うとすると(第二の一参照)、例えば相続の場合のように譲渡以外の原因による株式の移転については、どのように理解し、説明するのであろうか(因みに、補足説明十頁によれば、「振替制度利用会社の株式は振替によつて移転する」と言っているが、これは株式譲渡による移転についての表現であつて、それ以外を含むものとは考えられない。)

要するに、株式譲渡の方法およびその効力、従つてまた、会社その他の第三者に対する対抗要件をどのように取り扱うかの問題は、株式譲渡ないし移転に対する基本的な立法政策・法体系の問題であつて、従来からの意思表示・法律行為理論の体系からも、慎重に検討すべき事柄である。それ故、振替制度利用の有無に拘わらず、全ての株式会社において、できる限り共通の規律従つて理論構成で対応すべきであつて、当事者の意思表示の合致を基本にすべき事柄であらうと思う。

(2) 振替株式の譲渡

中間試案は『振替株式の譲渡は、譲渡人の振替の申請により、譲受人がその口座に当該譲渡に係る数の増加の記載を受けなければ、その効力を生じないものとする。』と言っている。

しかし、株式譲渡の方法およびその効力は、前述のように、当事者間の意思表示の合致を基本とすべきであつて、振替口座簿への記載は、会社その他の第三者に対する対抗要件とすれば足りると考える。

「株券不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」とそれに対する意見

債請求によって解決されることになる。

第二編 電子公告制度

第一 株式会社についての電子公告制度の導入

また、中間試案は、振替口座簿への記載に際して、「譲渡人の振替の申請により、譲受人がその口座に当該譲渡に係る数の増加の記載を受け」ることを求めているが、振替制度を利用しない会社の場合について譲受人からの請求を基本とすべきであることを前述したように、振替口座簿における記載の変更は、株式取得者からの単独請求で足りると解すべきであろう。その際、売買契約書（またはそれに準ずる資料）ないし名義株主との間の株式譲渡証書（ないしそれに準ずる資料）の添付を条件にすれば足りよう。何故なら、株主名簿または振替口座簿の記載は、株式の取得者からの申請に基づくのが自然であると同時に、株式の取得者は常に必ず振替口座簿の記載をするとは限らないからである。

なお、新「振替制度」において重要なものは、振替口座簿の記載について、故意または過失による不実記載、および記載の遅滞の場合の法律問題であるが、中間試案は社振法の構成と同様に、振替口座簿の記載を株式帰属の効力要件とすることを前提に消却義務等を提案している（第2、6参照）。しかし、株式の法律関係は社債のそれとは異なるものであると同時に、株式の振替制度を利用しない、小規模・閉鎖的な会社における名義書換制度との関連においても理論的な整合性が求められる。それ故、株式の新「振替制度」については、社振法の規制に合わせるべきではない。

また、私見のように振替口座簿の記載を株式帰属の對抗要件とするならば、違法な行為に対する制裁は、行為者に対する損害賠

1 株式会社公告は、官報・日刊新聞紙に掲げる方法によるほか、電磁的方法（インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用することにより、不特定多数の者が公告に係る情報の提供を受けることができる方法のうち、官報以外のものをいう。）により行うこともできるものとすることを提案している。

この点には賛成できる。デジタル・デバイスには十分留意が必要であるが、紙による官報・日刊新聞紙に掲げる方法を残す限りにおいて、特別の支障は考えられないからである。

なお、第1（注）は、『法務省等において公告リンク集ホームページを開設する方向で、なお検討する』旨述べられているが、電子公告制度を導入する株式会社はその旨を定款に定め、公告ホームページのアドレスは登記事項とされるのであれば、法務省が検討すべき事柄は、むしろ、登記簿記載事項へのアクセスの容易さ・便宜であつて、そのことの方が、単に電子公告へのアクセスよりも、会社をめぐるステークホルダーにとって有効ではないであろうか。

第三 株式会社の各種債権者手続における個別催告の省略等

この点に対する検討で重要なことは、会社サイドにとって相当な手数・費用を要することからその軽減を図るメリットと、対する会社債権者サイドの情報不足のデメリットも考慮に入れるべきである。その観点から、Ⅱ案に賛成である。その余の案は、現行制度と比較してあまりに会社サイド寄りであったり、あまりに制度を複雑にするものであるように考えられるからである。

ただし、次のような意見もあつた。

中間試案の補足説明にもあるように、会社分割における分割会社が行う債権者保護手続については、異議を述べなかつた債権者について、免責的債務引受の効果が生ずることから、合併、資本減少、準備金減少、会社分割における承継会社の債権者保護手続と一律に論ずることはできない。Ⅱ案では、現行法が要求している個別催告を補うに足りるといえるかは疑問である。従つて、個別催告を要求している現行法の趣旨に沿つた債権者保護手続を構築すべきである。この観点から、会社分割における分割会社が行う債権者保護手続については、少なくともⅢ案による電子メールの送信による個別催告を要すると考える。

第四 有限会社の各種債権者手続における個別催告の省略等

第三について述べた理由から、賛成である。

〔付記〕

この意見書作成のための研究会に参加した者は、次のとおりである。

広島修道大学 法学部教授 (商法)	大賀 祥充
同教授 (商法)	安井 威興
同助教授 (商法)	鈴木 正彦
広島修道大学大学院法学研究科科目等履修生 (株式会社アステイ 常勤監査役)	宇賀 俊彦
広島修道大学大学院法学研究科修士課程	椎野 年雅
広島修道大学大学院商学研究科博士前期課程	河田 真理
	以上